令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様への支援制度について

このたびの大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。 安芸高田市では、次のような支援制度を設けております。支援制度の詳細につきましては、各担当課等へ お問い合わせください。

> ※制度の拡充や追加があった場合は、随時更新し、お知らせします。 変更箇所は赤字になっています。

【支援制度一覧】		
区 分	内 容	担当課等
り災証明書に関すること	り災証明書(火災以外)の交付 り災証明書(火災以外)の交付手数料の免除 〔申請に必要なもの〕 ・被害状況の確認できる写真(全体及び詳細がわかるもの)	安芸高田市総務課
見舞金の支給などに 関すること	災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安芸高田市社会福祉課
融資に関すること	災害接護資金 (災害救助法適用日である令和3年8月12日以降の県内被害に限る。) 療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷をされた世帯主の方や住居の全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害を受けた方に対する貸付金 ・貸付限度額(350万円)及び所得制限有り 生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ・貸付利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% <緊急小口資金> ・被災により一時的に生活費が必要なとき(生活保護世帯は除く) ・貸付限度額 10万円 ・貸付利子 無利子	安芸高田市社会福祉課 TELO826(42)5615 安芸高田市社会福祉協議会 TELO826(42)2941

区 分		内 容	担当課等
融資に関すること		母子·父子·寡婦福祉資金貸付制度	安芸高田市子育て支援課 TeL0826(47)1283
		母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は、40歳以上の配偶者 のない女子(所得制限あり)の方で、災害により住宅が全壊、半 壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金	
		・住宅の建設、購入、改修を行う方 貸付限度額 200万円 ・転宅される方	
		・転もされる力 貸付限度額 26万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.0%	
		倒産防止等資金(県指定等)	
		自然災害により直接被害を受けた中小企業者等の災害復旧に 必要な資金を融資 【限度額】中小企業者4千万円、組合等8千万円 ※復日経費の範囲内	県庁経営革新課 和082(513)3321
		セーフティネット資金(国指定)ー自然災害(4号関連)	
		災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、売上高が減少した中小企業者等の必要な資金を融資 【限度額】中小企業者8千万円、組合等1億6千万円 ※復旧経費の範囲内	安芸高田市商工観光課 TELO826(47)4024
	公営住宅の 提供	被災用仮住居の提供(市有住宅)	
		住宅の応急修理	安芸高田市住宅政策課 屆0826(47)1202
	応急修理	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 [対象]災害により住宅が準半壊以上で、自ら修理する資力のない世帯	
住まいに 関すること	宅地内の土 砂の処分	前面道路へ搬出された土砂の撤去	安芸高田市すぐやる課 ILO826(47)1209
N / 0 C C	宅地内土砂 撤去費用の 償還	河川等の氾濫により宅地内に流入したがれき混じり 土砂を自己撤去することが困難なため、その処分を 業者等へ依頼して実施した場合の費用償還	安芸高田市環境生活課 和0826(42)1126
		※国庫補助対象になるものにつき、基準額による償還。事前にご相談ください。	Í
	被災家屋撤 去費用の償 環	半壊以上の被災家屋等を自費で撤去した方への費用償還 ※り災証明が必要。要件や限度額あり。事前にご相談ください。	安芸高田市管理課 TEL0826(47)1201
	遠 農地•農業用	次り火証明が必要。安計や限及領のり。事制にこ相談へださい。	
農地・農業用施設に関すること	施設内の土 砂撤去に関	災害により農地及び水路等に流入した土砂の撤去	安芸高田市農林水産課 TEL0826(47)4022
	農地・農業用施設内の鳥 獣害防護柵 に関すること	災害により破損した鳥獣害防護柵の復旧	安芸高田市地域営農課 TELO826(47)4021
ごみ等の	ごみ等の処 理	災害廃棄物(災害で発生した片付けごみ)の処分	安芸高田市環境生活課 TEO826(42)1126
処分に関すること		※芸北広域きれいセンターへの持ち込みに、り災証明書は必要あ りません。	
衛生相談に関すること		家屋の消毒方法に関する衛生相談	安芸高田市健康長寿課 TeL0826(42)5633
学校に関すること		教科書・教材・学用品の給与 ※半壊以上又は床上浸水により、使用することができなくなった場合	安芸高田市教育委員会教育総務課 TeLO826(42)0049
税金の減免等に関すること		市税の減免・納税猶予	安芸高田市市民部税務課 配0826(42)5614
		申告・納付などの期限延長や納税の猶予、税の減免	
		市税証明等の交付手数料の免除	

区 分		内 容	担当課等
社会保険・納付金の減免等に関すること	医療•保険等	介護保険料の減免または納付猶予	安芸高田市保険医療課 Ta0826(42)5618
		介護保険サービス利用料の減免	
		国民健康保険一部負担金の減免または支払い猶予	安芸高田市保険医療課 TEL0826(42)5619
		後期高齢者医療一部負担金の減免または支払い猶 予	
		後期高齢者医療保険料の減免または納付猶予	
		国民健康保険税の減免または納付猶予	安芸高田市市民部税務課 和0826(42)5614
社納が減ります。	社会福祉	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減 免	保育所については、 安芸高田市子育て支援課 10826(47)1283 障害者支援施設、身体障害者更生援護 施設、知的障害者援護施設については、 安芸高田市社会福祉課 10826(42)5615 養護老人ホームについては、 安芸高田市健康長寿課 10826(47)1281 軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)については各施設へ。
	国民年金	国民年金保険料の免除	安芸高田市保険医療課 TELO826(42)5619
	障害福祉	心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 市町民税が減額または免除の場合に減額	安芸高田市社会福祉課 IEO826(42)5615
		障害者や障害児の介護給付、訓練等給付及び地域 生活支援事業の利用者負担額の減額	安芸高田市社会福祉課 Ta.0826(42)5615
	児童福祉	保育料の減免	安芸高田市子育て支援課 TEL0826(47)1283
	水道•下水道	水道料金及び下水道使用料の支払い猶予	安芸高田市上下水道課 版0826(47)1203
		母子・父子・寡婦福祉資金	安芸高田市子育て支援課 配0826(47)1283
		支払い猶予、据置期間の延長などの相談業務	120020(47)1200
償還条件の緩和に関す ること		農業関係制度資金 支払い猶予、据置期間の延長、償還期限の延長などの相談業 務	安芸高田市地域営農課 在0826(47)4021
		下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の 支払い猶予	安芸高田市上下水道課 厄0826(47)1203
その他の生活救済に関すること		生活保護給付 生活保護世帯の住宅補修費, 炊事用具・食器・被服費・布団類, 学用品費などの支給	安芸高田市社会福祉課 版0826(42)5615
		児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当 住宅や家財などにその価格の1/2以上の損害を受けた場合,所得制限適用を除外	(児童扶養手当・特別児童扶養手当) 安芸高田市子育て支援課 厄の826(47)1283 (そのほか) 安芸高田市社会福祉課
		######################################	Tel 0826(42)5615
		一家屋の倒壊・浸水などにより自宅での入浴が困難な方 ※入浴施設までの移動は、各自でお願いいたします。	安芸高田市商工観光課 和0826(47)4024
ボランティアに関すること		ボランティアの派遣	安芸高田市災害ボランティアセンター (安芸高田市社会福祉協議会内) ፲៤0826(47)1131 ፲៤080-5060-9537